社会福祉法人　長春会

入園のしおり

2022

たちばな保育園

ぴよぴよ館

船橋市前原西 2-25-13

TEL/FAX　047-470-0039

きらきら館

船橋市前原西 2-24-10

TEL　047-470-3745

FAX　047-470-3746

にこにこ館

船橋市前原西 2-24-7

http://www.tachibanah.com

保育園修了時まで使用しますので大切に保管してください。

児童憲章

- 児童は、人として尊ばれる。
- 児童は、社会の一員として重んじられる。
- 児童は、よい環境のなかで育てられる。

「子どもの権利条約」　4 つの柱

生きる権利

子どもたちは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利を持っています。

守られる権利

子どもたちは、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければなりません。
紛争下の子ども、障害をもつ子ども、少数民族の子どもなどは特別に守られる権利を持っています。

育つ権利

子どもたちは教育を受ける権利を持っています。また、休んだり遊んだりすること、様々な情報を得、自分の考えや信じることが守られることも、自分らしく成長するためにとても重要です。

参加する権利

子どもたちは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、活動することができます。そのときには、家族や地域社会の一員としてルールを守って行動する義務があります。

目　　次

1	たちばな保育園　運営方針　　保育・教育目標	3
2	施設の概要	7
3	延長保育・土曜日保育について	11
4	利用料等	12
5	利用の開始及び終了に関する事項	13
6	デイリープログラムと行事予定	13
7	入園に際してお願い	15
8	食事について	16
9	保健と健康管理について	17
	＜参考＞感染症ガイドライン	21
10	緊急時における対応方法	23
11	災害に備えて	24
12	保育園の持ち物	27
13	保育園へのご意見・ご要望・苦情への対応について	29
14	個人情報について	30
15	その他	32

1. たちばな保育園　運営方針　　保育・教育目標

■運営方針

子どもの権利の視点に立った保育を実践し、地域社会や保護者と力を合わせて子どもの最善の利益を実現します。

■保育・教育目標

自立的に生きる力を培うために子どもの発達を保障する環境を整えます

- 「遊び」と「生活」を重視し、養護と教育が一体となった保育を実践します
- 学びに向かう力や自分を大切にして生きる力を育てることを大切にしています

■社会福祉法人長春会　の沿革

平成 23 年 9 月	社会福祉法人長春会設立　理事長　長野貞春就任
平成 24 年 4 月	たちばな保育園　開園　（現ぴよぴよ館　定員 30 名）
平成 25 年 7 月	たちばな保育園　きらきら館　増築　（定員 90 名）
平成 30 年 4 月	たちばな保育園　にこにこ館　増築　（定員 130 名）
令和元年 9 月	練馬区立田柄第 2 保育園　運営業務委託事業者に選定される
令和 2 年 3 月	理事長　長野春信　就任
令和 3 年 4 月	練馬区立田柄第 2 保育園　運営受託

個性を伸ばして、おひさまのようにきらきらと輝く子どもに
育てたいという願いで設立しました。

■食育の推進

こどもの成長に合わせた手作りの食事
安全な食材を使って、愛情を込めた食事
アレルギーや一人ひとりの個性に対応した食事を提供します。

■食育の 3 大柱

1. 「楽しく食べる」　・人とのかかわり　・好きなものが増える
2. 「健康づくり」　・元気なからだ　・咀嚼能力の獲得　・生活リズム
3. 「食への興味」　・栽培、収穫体験、クッキング
   ・伝統的な行事や郷土の食事
   ・季節感、旬を取り入れた献立

■提供する特定教育・保育の内容

保育の根拠を法的なルールに見出します。子どもの権利条約、児童福祉法、子ども・子育て支援法、保育所保育指針等の子どもや保育、教育などに関わる「法」に依拠した子ども観と保育観を確立することに努め、利用子どもの心身の状況に応じて、特定教育・保育を提供します。

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期です。このため、保育園では、子どもが安心して楽しく毎日が過ごせるように、子ども一人ひとりの育ちをふまえた計画を立て、環境を整えて保育をしております。

0 歳児

◇

ひとに対する肯定的実感を獲得する

◇

欲求や要求を伸びやかに表現できるよう
特定の大人が丁寧にかかわりたい

◆

担当を決める

1 歳児

◇

主観性が育つ

◇

独りあそび、独り占め、独力などを
満たせるよう環境とかかわりを整えたい

◆

集団を小さくし、テリトリーを確保して数を豊富にそろえる

2 歳児

◇

葛藤する自分を表出しながら自我を分化させていく

◇

他者と異なる自分を見いだせるよう代弁したい

◆

担任が一員として加わる

3 歳児

◇

ルールを守ろうとする意欲を育てる

◇

分化した自我の調整をサポートしたい

◆

葛藤に付き合うゆとりを確保する

4 歳児

◇

同年齢の子どもたちとの関係性が深まる

◇

4 歳児の子どもたち同士のかかわりを
十分に保障したい

◆

子どもに加わらずに見守りながらかかわる

5 歳児

◇

小さな社会の一員となり所属の欲求が満たされる

◇

友だちからグループ、小さな社会への表現意欲と協同性を育てたい

◆

子どもが話し合う機会を豊富に作り、
適切にイニシアティブする

■子育てに対する支援

子どもの育ちを家庭と共に支え、地域において実現するよう、全ての世代（在園親子、在宅親子、妊娠期やこれから親になる子どもたち、孫を持つ世代など）に働きかけます

■地域との連携

保育所保育の専門性を生かし
① 地域の子育て支援
② 小学校との連携
③ 小中高等学校の職場体験・見学の受入れ
④ 地域の関係機関等の連携
⑤ 虐待防止等に関する連携等を取り組みます

■小学校との連携

1. 子どもの発達に合わせた成長モデルとしての小学生（主に一年生）とのかかわりの保障
2. 自分の育ちにおける肯定的な実感の確認の機会の提供
3. 就学や学校を身近に感じ、スモールステップでイメージできる活動の経験と子どもへのかかわりの共有

■多様な子どもへの配慮

1. 家庭での生活時間を含めた子ども一人ひとりへの配慮
2. 子どもの育ちにおいて課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携を図りつつ個別の支援を行う

■安全管理

身を守る力を育てる
衛生・栄養・事故・防犯・災害時の対応などについて、発達に合わせて伝え、経験の機会をつくる

2. 施設の概要

■ 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人　長春会
事業者の所在地	〒274-0825　千葉県船橋市前原西 2-24-10
事業者の連絡先	047-470-3745
代表者氏名	理事長　長野春信

■ 施設の概要

種別	保育所	
名称	たちばな保育園	
所在地・連絡先	ぴよぴよ館 （0・1 歳）	〒274-0825 千葉県船橋市前原西 2-25-13 TEL/FAX　047-470-0039
	きらきら館 （2 歳から 4 歳）	〒274-0825 千葉県船橋市前原西 2-24-10 TEL　047-470-3745　FAX 047-470-3746
	にこにこ館 （5 歳）	〒274-0825 千葉県船橋市前原西 2-24-7
施設長氏名	伊藤　由起子	
開設年月日	平成 24 年 4 月 1 日	

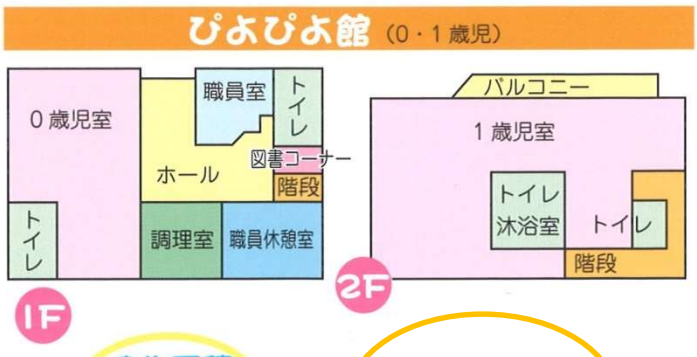

発達を保障される環境を整えています

構造
鉄骨造陸屋根 2 階建

建物面積
288.72 ㎡

敷地面積
235.83 ㎡

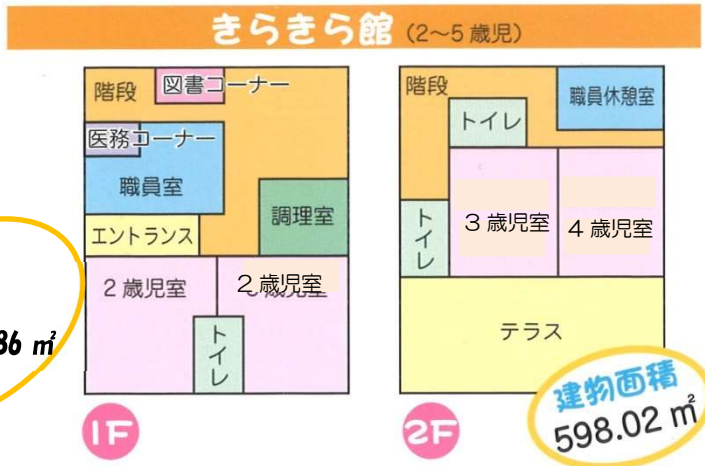

構造
木・鉄骨合金メッキ鋼板ぶき・陸屋根 2 階建

敷地面積
651.86 ㎡

建物面積
598.02 ㎡

にこにこ館　（5 歳児）

建物面積
333.7 ㎡

敷地面積
215.92 ㎡

構造
鉄骨造３階建

こどもたちの　あそびば

園庭

きらきら館
テラス

子どもたちが五感を使ってじっくりあそべる環境を整えています

ぴよぴよ広場

第２園庭

第３園庭

■ **主な設備の概要**

設備	ぴよぴよ館	きらきら館	にこにこ館
乳児・ほふく室	3 室		
保育・遊戯室		4 室	2 室
幼児トイレ	2 室	2 室	2 室
調理室	1 室	1 室	なし
医務室	事務室内	事務室内	1 階にあり
その他	図書コーナー 太陽光発電 全灯ＬＥＤ 保育室・幼児トイレ床暖房 24 時間換気システム	図書コーナー 太陽光発電 屋上緑化 保育室床暖房 24 時間換気システム	太陽光発電 全灯 LED ホール たちばなごはんカフェ 24 時間換気システム

■ **職員体制**（令和 4 年 3 月 1 日現在）

	園長	保育士	幼稚園 教諭	時間外 保育補助	栄養士	調理員	看護師	事務 用務員
員数	1 人	26 人	1 人	7 人	2 人	7 人	3 人	2 人
常勤	1 人	22 人	1 人	0 人	2 人	5 人	3 人	2 人
非常勤		4 人		7 人		2 人		

■ 保育時間と延長保育時間

①保育標準時間

	7：00	9：00	12：00	17：00	18：00	19：00
平日	←	通常保育時間		→	延長保育	
土曜日	←	通常保育時間		→	延長保育	

②保育短時間

	7：00	9：00	12：00	17：00	19：00
平日	延長保育	←	通常保育時間	→	延長保育
土曜日	延長保育	←	通常保育時間	→	延長保育

たちばな保育園基本保育時間

一日のうちで子どもが最も活動的な時間帯に合わせ、より配慮して質の高い保育が行われるようにしています。

◎延長保育の利用、料金に関しては、Ｐ10 をご覧ください。

◎土曜日は、申請制となっています。

■ 開所時間　月曜日～土曜日　　午前 7 時から午後 7 時

■ 休　業　日　　日曜日、国民の祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）

■ 利用定員

0 歳児	1 歳児		2 歳児		3 歳児	4 歳児	5 歳児
3 号					2 号		
ことり	りす	うさぎ	にじ	そら	ほし	つき	おひさま
9 人	24 人		12 人	12 人	24 人	24 人	25 人

（定員 130 人）

3. 延長保育・土曜日保育について

1.延長保育

- 対象　生後６か月以上の在園児童
  保護者が、勤務時間・通勤時間等により通常保育時間内に送迎ができない児童です。原則、父母の休日や育児休業中は該当しません。
- 生後 6 か月未満の児童は、認定された保育必要量にかかわらず、保育短時間のお預かりとなります。
- 申込について
  「延長保育利用申込書」を提出して下さい。

- 延長保育料

保育必要量	通常保育時間	延長保育料	
保育標準時間(最大 11 時間)	7 時　から　18 時	平日	18 時以降 月極利用　4,000 円 スポット利用　300 円
		土曜日	18 時以降 月極利用　2,000 円 スポット利用　600 円
保育短時間　（最大８時間）	９時　から　17 時	平日	7 時から９時 17 時から 19 時 スポット利用　300 円/時間
		土曜日	7 時から９時 17 時から 19 時 スポット利用　600 円/時間

2. 土曜日の保育

土曜日の保育は、申請制です。保育の必要な方は申請をお願いします。
原則として、父母の休日や育児休業中は利用できません。勤務外等の理由については、面談の上決定させていただきます。

4. 利用料等

項目	内容	金額
2 号認定子どもに係る 副食費	食事の提供に要する費用を徴収 3 歳児クラスから	月額　4500 円 土曜 250 円/日
おひるねマット	午睡用に使用　対象：0 歳児	実費
防災ずきん	非常災害時に使用する 全員	実費
カラー帽子	園外活動で使用する 対象：1 歳児以上	実費
教材費	年齢、進級、進入により異なる 保育活動において使用 クレヨン、はさみ、集金袋、連絡ノート（3 歳児以上）	実費
衛生費	日焼止めクリーム、虫除けスプレー、ペーパータオル、レジ袋（0 歳～2 歳児クラス）、口拭ウェットティッシュ（0 歳～2 歳児クラス）、ごみ処理代の一部	0 歳児～2 歳児クラス 月額　700 円
		3 歳児～5 歳児クラス 月額　400 円
その他	延長保育に係る費用	P11 をご覧ください
	延長保育の補食（18：15）	100 円　/　1 回 ミルクのお子さんは 50 円/回

5. 利用の開始及び終了に関する事項

■ 利用者の内定
市が行う利用調整による

■ 退園理由
２号・３号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む）
保護者から退園の申出があったとき
利用継続が不可能であると市が認めたとき
その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

6. デイリープログラムと行事予定

■デイリープログラム

０歳児は、一人ひとりに合わせて、授乳、食事、睡眠をとります。

	0 歳児クラス	1・2 歳児クラス	3・4・5 歳児
7：00 開園	順次登園 健康観察 自由遊び	順次登園 健康観察 自由遊び	順次登園 健康観察 所持品整理 自由遊び
9：00	おやつ（12～18 か月頃）	おやつ あそび	こどもたちが 自分で決めて 遊びを展開できるよう にしています
9：30	あそび		
10：30	離乳食（5 か月から 11 か月頃） 睡眠	あそび	
11：00	昼食（12～18 か月頃）	昼食	
12：00	睡眠	午睡	昼食
13：00	睡眠	午睡	午睡　*3 歳児・4 歳児クラス
14：30	離乳食（7～11 か月頃）	午睡	午睡
15：00	おやつ（12～18 か月頃） あそび	おやつ あそび	おやつ あそび
17：00	順次降園 延長保育	順次降園 延長保育	順次降園 延長保育
19：00 閉園	降園	降園	降園

■年間行事予定

4 April 全体保護者会	5 May 子どもの日 内科健診	6 June *おじいちゃんおばあちゃん会 歯科検診 ぎょう虫検査
7 July 七夕・プール開き 水遊び	8 August 災害伝言ﾀﾞｲﾔﾙ	9 September 内科健診
10 October おいもほり 親子で遊ぼう	11 November	12 December 年末お楽しみ会 おもちつき
1 January 新年を祝う会	2 February 節分	3 March ひなまつり 卒園祝い会 入園説明会 お別れ遠足（おひさま）

近隣小学校の職場見学、中学校の職場体験の受け入れも行っています。
保育参加（参観）面談は、ご希望の時に行います。１年に１回は少なくともお越しください。
感染症拡大防止等のため、行事は変更する場合があります。

7. 入園に際して　お願い

1.登園、降園に関すること

① 欠席、遅くなるときは、午前９時頃までに、必ず連絡してください。
尚、連絡ができないやむを得ない事情がある場合は、その限りではありません。

② 毎日、健康状況（顔色、発熱、食事の量､便の状態等）をよく観察し、気になる事がある場合はお知らせください。

③ 保育園への送迎は、保護者が行ってください。

・迎えに来る方が、いつもと異なる場合は、必ず連絡してください。

【お迎えの方が、急に変更の場合】

０歳～2 歳クラス　　連絡帳記載の「お迎えの方」が、変更の連絡を入れてください。

３歳クラス以上　いつもの方と変わる場合、いつもの方から園に連絡を入れてください

☆家族間の変更の場合でもお願いします

・緊急連絡票に記載されていない方がお迎えの場合、お身内の方でも確認が取れる　まではお引渡しできませんのでご了承ください。

・通常の経路及び方法により登降園してください。

※他の道を通って登降園し災害にあった場合、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害見舞給付申請が、できない場合があります。

④ 登降園管理システム

登園時と降園時には、各館に設置してあるパソコン等に接続されているコードリーダーにお子さんの QR コードをかざして登降園時間の記録をお願いします。

⑤ 兄弟姉妹の送迎について

＜基本ルール＞

朝は、年上のお子さんから送り　お迎えは、年下のお子さんからお願いします

2.保護者の連絡先について

① 保護者の連絡先は、常に明確にしておいてください。

② 出張、研修等で勤務先に不在の場合には、事前に連絡先を担任または事務室へお伝えください。

③ 連絡は原則として「緊急時の連絡先」記載の順に連絡しますので、ご了承ください。

3.家庭状況の変更について

家族状況に変更があった場合は、速やかに「船橋市施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定内容変更申請書　兼支給認定届出事項変更届」を保育園または船橋市に提出してください。(用紙は、市のホームページからダウンロードできます。)

船橋市への報告と共に、保育園への変更連絡もお願いします。

4.保育園からの連絡等に関して

① 0 歳から 2 歳クラスは、保育での状況や家庭での状況を相互に連絡しあうために「れんらくちょう」を活用します。体温、食事、遊び、排便状況、お子さんの様子をできるだけ詳しく記入してください。気になることがある場合には、口頭でもお知らせください。
② 3 歳児以上クラスには、連絡ノートを用意しています。必要に応じてご家庭からの連絡事項がある際にご使用ください。
③ 月に 1 回、園だよりを発行します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。
④ 日々の連絡もありますので、掲示板等は毎日必ずご覧ください。
⑤ 提出物は、必ず期限までに提出してください。

5. 通園に関して

周辺道路、通園ルート等に関しては、別紙「通園についてのお願い」をご確認ください。

8. 食事について

乳幼児期の健やかな心身の発達と成長のためには、毎日の食事が大切な役割をはたします。
当園は、入園している子どもの身長、体重を基に、食事摂取基準を作成しています。乳幼児の栄養生理面、個人的な発達の特徴などの特性を理解し、安全面に充分配慮して実施しています。

1. 食事内容と栄養について

0 歳児	0 か月から 4 か月頃　ミルク 5 か月から 12 か月頃　ミルク+離乳食 ※食事の目安：5～6 か月頃（飲み込むこと、その舌ざわりや味に慣れる）・7～8 か月頃（舌と上あごでつぶしていくことを覚える）・9～11 か月頃（歯ぐきでつぶすことを覚える）・12～18 か月頃（自分で食べることや一口量を覚える）	1 日の栄養量の 60～50% 月齢によって変わるため変動あり ※授乳・離乳の支援ガイド （厚生労働省）
1・2 歳児	昼食+おやつ 2 回（午前 9:00/午後 3:00）	1 日の栄養量の 50% 約 480Kcal
3 歳児以上	昼食+おやつ 1 回（午後 3:00）	1 日の栄養量の 40% 約 520Kcal

2. 補食について（別途利用料をいただいています。P12 をご覧ください）

18：15 に補食を提供しています。夕食に差し支えのない量で、おにぎり・パン・ケーキ類

の軽食で、なるべく手作りのものを多くメニューに取り入れています。

3. 食事の展示について

毎日のお昼ごはん、おやつを展示しています。どうぞご覧ください。

4 献立について

献立の内容は、月末に翌月の献立表を配布いたします。材料の都合で変更することもありますが、夕食との組み合わせなどご参考にしてください。

5 お子様の栄養相談について

食事や栄養について、ご意見、質問等ございましたら　栄養士までご相談下さい。

6 アレルギー対応食について

① アレルギー対応食は、保護者からの申し出により医師の診断書や生活管理指導表に基づいて行います。
② 医師の診断書や生活管理指導表は、１年ごとに提出をお願いします。
③ 食事の提供は、アレルギーの原因となる食品を調理の段階で除去します。
④ 除去の状況や内容に変更があった場合は、生活管理指導表の再提出をお願いします。
⑤ 除去内容によっては、お弁当を作っていただくことがあります。
⑥ 除去食の対応を円滑かつ効果的に行うため園長及び栄養士・看護師・担任・調理員は相互に十分連携し、協議しながら行います。

9. 保健と健康管理について

1. 園で行う　健康診断、諸検査について

項　目	内　容	回数 及び 時期
健康診断	内科 歯科	年２回（春・秋） 年１回（秋）
身体計測	身長・体重	毎月１回

※１歳６ヶ月児・３歳児健康診査は、市で行っています。

2 保育中に具合が悪くなった場合には、保護者にお知らせします。

発熱の場合、38℃以上でお迎えをお願いしています。
症状によっては、早めのお迎えをお願いします。
（P21 厚生労働省感染症ガイドライン　参照）

３　急な病気やけがの場合には、園にて病院へお子さんをお連れします。

医師の処置が必要と判断される場合は、保護者へ連絡の上、保育園で医療機関を受診します。保護者に連絡がとれない場合は、お子さんの身体の安全を優先させ、当保育園が責任を持って対処しますのであらかじめご了承願います。

受診後に船橋市子ども医療費助成受給券・保険証を医療機関にお持ちください。

４　与薬は「医療行為」です。保育園では原則として行うことができません。

① 保育園での与薬は原則的に行いません。医療機関で受診する際は保育園に通っていることを医師に伝え、家庭で服用できるようにご相談ください。（朝・晩または、朝・夕・寝る前など）

医師の判断により集団保育可能で尚且つ、保育時間中の与薬が必要な場合は、

「薬の連絡票」の提出をお願いします。なお「薬剤情報提供書」が有る場合には、併せて添付して下さい。

② 取り扱う薬は、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいは医師の処方によって薬剤調剤したものに限ります。保護者の方の個人的な判断で持参した薬は、対応できません。

③ **「薬の連絡票」**と**１回分の薬**に記名をして、職員に手渡してください。使用する薬は、当日分のみ持参して下さい。※点眼薬・軟膏は 1 週間単位で預かります。

④ お子さんに初めて使用する薬は対応できません。

⑤ 坐薬など、症状を判断して使用しなければならない場合は、お子さんの主治医や嘱託医の具体的な**「与薬指示書」**に基づき、対応します。さらに使用前には、保護者の方に状態の報告および使用するか否かの確認の連絡をします。

※**「薬の連絡票」**の用紙は、保育園にあります。保護者の方が記入してください。
（内服薬と外用薬の用紙が別にあります）

※**「与薬指示書」**の用紙は、保育園・医療機関にあります。

５　伝染性感染症の疑いがある場合は、登園できません。

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について届出書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園生活が可能な状態となってからの登園であるようにご配慮ください。園での感染拡大予防のためご協力をお願いします。

厚生労働省の指導により「保育所における感染症対策ガイドライン」にそって対応しておりますので、ご協力をお願いします。

①「登園許可証明書」が必要な感染症　※医療機関記入

用紙は保育園にあります。園・船橋市のホームページからもダウンロードできます。
必ず証明書を提出してからの登園となります。

感染症名	登園のめやす
麻疹（はしか）	解熱後３日を経過するまで
インフルエンザ	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後３日を経過するまで
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が、かさぶたになるまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
咽頭結膜炎 （プール熱、アデノウィルス感染症）	主な症状が消失した後２日経過するまで
流行性角結膜炎（はやり目）	医師により感染のおそれがないと認められるまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は、５ 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において、感染のおそれがないと認められるまで
腸管出血性大腸菌感染症 （Ｏ１５７・Ｏ２６・Ｏ１１１等）	医師により感染のおそれがないと認められるまで
溶連菌感染症	抗菌薬内服後２４～４８時間経過し、発熱、発疹等の症状が回復するまで
伝染性膿痂疹（とびひ）	皮疹（ひしん）が乾燥していること。医師の指示に従う

② 「登園届」が必要な感染症　※保護者記載

用紙は保育園にあります。園・船橋市のホームページからもダウンロードできます。
提出後の登園となります。　◎受診結果については速やかに保育園へ連絡してください。

感染症名	登園のめやす
突発性発疹	解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと
伝染性紅斑（りんご病）	全身状態がよいこと
手足口病	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、 普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、 普段の食事がとれること
ＲＳウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ・ロタ・アデノウィルス等）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
帯状疱疹	すべての発疹がかさぶたになってから
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること

6　予防接種について

予防接種は体調の良い時に計画的にお受けください。予防接種を受けた後は、観察が必要ですので、ご家庭で保育できる時に接種を受けてください。接種後やむを得ず登園される場合は事前にご相談ください。

また、受けた予防接種の項目を園にもお知らせ下さい。

7　海外に渡航される方

海外旅行に行かれる場合、渡航前にお知らせください。感染症発生状況把握のため、渡航先の記載、渡航後の健康チェックをしていただいております。また、帰国翌日は、保育園はお休みいただいております。余裕のもった無理のないスケジュールを心がけていただき、帰国後元気に登園できるようお願いいたします。

8　嘱託医

きっずファミリークリニック　ささもと小児科　院長　篠本雅人　先生

所在地　〒274-0825　千葉県船橋市前原西 6-1-22　℡047-402-3301

9　嘱託歯科医

公益社団法人　船橋歯科医師会との業務委託による

はぎわら歯科　院長　萩原滋　先生　　船橋市前原西 2-33-12　☎047-470-4618

＜参考＞　保育所における感染症ガイドラインより

	登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合	保護者への連絡が望ましい場合	至急受診が必要と考えられる場合
発熱	*発熱期間と同日の回復期間必要 ・朝から 37.5℃を超えた熱とともに元気がなく機嫌が悪い 食欲がなく朝食・水分が摂れていない ・24 時間以内に解熱剤を使用している ・２４時間以内に38℃以上の熱が出ていた *1 歳以下の乳児の場合（上記にプラスして） ・平熱より 1℃以上高いとき（38℃以上あるとき）	*前日 38℃を超える熱がでていない ・熱が 37.5℃以下で元気があり機嫌が良い 顔色が良い ・食事や水分がとれている ・発熱を伴う発疹が出ていない ・排尿の回数が減っていない ・咳や鼻水を認めるが増悪していない ・24 時間以内に解熱剤を使っていない ・24 時間以内に38℃以上の熱はでていない	*38℃以上の発熱がある ・元気なく機嫌が悪い ・咳で眠れず目覚める ・排尿回数がいつもより減っている ・食欲がなく水分がとれない ※熱性痙攣の既往児医師の指示に従う	*38℃以上の発熱の有無に関わらず ・顔色が悪く苦しそうなとき ・小鼻がピクピクして呼吸が速い時 ・意識がはっきりしないとき ・頻繁な嘔吐や下痢があるとき ・不機嫌でぐったりしているとき ・けいれんが５分以上治まらないとき ・3 か月未満児で 38℃以上の発熱があるとき
下痢	・24 時間以内に２回以上の水様便がある ・食事や水分を摂ると下痢がある（1 日４回以上の下痢） ・下痢に伴い、体温がいつもより高めである ・朝、排尿がない ・機嫌が悪く、元気がない ・顔色が悪くぐったりしている	・感染のおそれがないと診断されたとき ・24 時間以内に２回以上の水様便がない ・食事、水分を摂っても下痢がない ・発熱が伴わない ・排尿がある	・食事や水分を摂ると刺激で下痢をする ・腹痛を伴う下痢がある ・水様便が 2 回以上みられる	・元気がなく、ぐったりしているとき ・下痢の他に機嫌が悪く食欲がなく発熱や嘔吐、腹痛を伴うとき ・脱水症状と思われるとき 下痢と一緒に嘔吐 水分がとれない 唇や舌が乾いている 尿が半日以上出ない（量が少なく、色が濃い） ・米のとぎ汁のような水様便が数回 ・血液や粘液、黒っぽい便のとき
嘔吐	・24 時間以内に２回以上の嘔吐がある ・嘔吐に伴い、いつもより体温が高めである ・食欲がなく、水分もほしがらない ・機嫌が悪く元気がない ・顔色が悪くぐったりしている	・感染のおそれがないと診断されたとき ・24 時間以内に２回以上の嘔吐がない ・発熱がみられない ・水分摂取ができ食欲がある ・機嫌がよく元気である ・顔色が良い	・咳を伴わない嘔吐がある ・元気がなく機嫌、顔色が悪い ・2 回以上の嘔吐があり、水を飲んでも吐く ・吐き気がとまらない ・お腹を痛がる ・下痢を伴う	・嘔吐の回数が多く顔色が悪いとき ・元気がなく、ぐったりしているとき 水分が摂取できないとき 血液やコーヒーのかすの様な物を吐いたとき ・頻回の下痢や血液の混じった便が出たとき ・発熱、腹痛の症状があるとき ・脱水症状と思われるとき 尿が半日以上出ない 落ちくぼんで見える目 唇や舌が乾いている 張りのない皮膚や陰嚢

	登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合	保護者への連絡が望ましい場合	至急受診が必要と考えられる場合
咳	✻前日に発熱がなくても ・夜間しばしば咳のために起きる ・喘鳴や呼吸困難がある ・呼吸が速い ・37.5℃以上の熱を伴っている ・元気がなく機嫌が悪い ・食欲がなく朝食・水分が採れない ・少し動いただけで咳がでる	✻前日 38℃を超える発熱は出ていない ・喘鳴や呼吸困難がない ・続く咳がない ・呼吸が速くない ・37.5℃以上の熱を伴ってない ・機嫌がよく元気がある ・朝食や水分が採れている	✻38℃以上の発熱がある ・咳があり眠れない ・ゼイゼイ、ヒューヒュー音があり眠れない ・少し動いただけでも咳がでる ・咳とともに嘔吐が数回ある	以下の場合は、緊急受診が必要です ・ゼイゼイ、ヒューヒュー音がして苦しそうなとき ・犬の遠吠えのような咳がでる ・発熱を伴い（朝は無し）息づかいが荒くなったとき ・顔色が悪く、ぐったりしているとき ・水分が摂取できないとき ✻元気だった子どもが突然咳こみ、呼吸が苦しそうになったとき

	登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合	保育中に症状がある時には保護者に連絡し、受診が必要と考えられる場合
発しん	・発熱とともに発しんのあるとき ・今までになかった発しんが出て、感染症が疑われ、医師より登園を控えるよう指示されたとき ・口内炎のため食事や水分が取れないとき ・とびひ 顔等で患部を覆えないとき 浸出液が多く他児への感染のおそれがあるとき かゆみが強く手で患部を掻いてしまうとき	・受診の結果、感染のおそれがないと診断されたとき	✻発しんが時間とともに増えたとき ・発熱してから数日後に熱がやや下がるが、24 時間以内に再び発熱し赤い発しんが全身に出てきた。熱は 1 週間くらい続く（麻しん） ・微熱程度の熱が出た後に、手の平、足の裏、口の中に水疱がでる。膝やおしりにでることもある（手足口病） ・38℃以上の熱が 3~4 日続き下がった後、全身に赤い発しんがでてきた（突発性発しん） ・発熱と同時にしんがでたきた（風しん、溶連菌感染症） ・微熱と両頬にりんごのような紅斑がでてきた（伝染症紅斑） ・水疱状の発しんがある。発熱やかゆみは個人差がある（水痘） ※食物アレルギーによるアナフィラキシー ・食物摂取後に発しんが出現し、その後消化器官や呼吸器に症状が出現した場合は至急受診が必要

10.　緊急時における対応方法

子どもに体調の急変などが生じた場合、速やかに子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

■ 管轄する消防署

消防署名	船橋東消防署
所在地	千葉県船橋市習志野台 3-18-23
電話番号	047-464-1515

■ 管轄する警察署

警察署名	船橋東警察署
所在地	千葉県船橋市習志野台 7-9-20
電話番号	047-467-0110

11. 災害に備えて

■ 地震

当保育園の建物は、東日本大震災と同じクラス（震度 7）程度の地震に際しても倒壊・崩壊しない充分な耐震強度を備えております。

地震等の大災害時には、近隣からの出火、避難場所への避難命令が出ない限り、園外には出ずに園舎内にてお迎えをお待ちします。

防火管理者		伊藤由起子
消防計画届出年月日		平成 27 年 7 月 6 日
避難訓練		避難及び消火を想定した訓練を月 1 回実施します。
防災設備	ぴよぴよ館	消火器、非常警報器及び設備、避難器具（緩降機、外部避難階段）、非常照明・誘導灯設備を備えています。
	きらきら館	消火器、自動火災報知器、火災通報装置、避難器具（すべり台）、非常照明・誘導灯設備、110 番直結非常通報装置を備えています。
	にこにこ館	消火器、自動火災報知器、火災通報装置、非常照明・誘導灯設備、煙部連動防火設備、外部避難階段を備えています。
避難場所		前原小学校

アレルギー児対応非常用食料、飲料水、おむつ等　衛生品、AED 常備

■ 水害等

施設の立地条件	当園は船橋市東部地区に位置し、標高は 17.7m(国土地理院) 近隣に河川はない
想定される被害	浸水想定区域内の保育所（R3.5.31　船橋市危機管理課計画係）ではないが、内水氾濫*により、きらきら館・にこにこ館周辺は、50ｃｍ～3m と予想される。（想定し得る最大規模の降雨） *内水氾濫 大雨で排水できなくなった水がマンホール、側溝や水路等から溢れて発生する浸水

<table>
<tr><td>浸水被害実績</td><td colspan="3">半径 400m内で H25～H29 までに道路冠水した箇所が１か所　H30～R1 では浸水被害実績なし
900mほど西側へ進んだ道路、ＪＲ高架下にはアンダーパスがある
半径 800m 内に土砂災害危険区域がある（習志野市藤崎）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">避難を開始する時期、判断基準
① 開園時間外
午前６時時点で判断
市のホームページやふなばし情報メールにて通知</td><td>警戒レベル</td><td>避難情報</td><td>浸水想定区域外に位置する施設（たちばな保育園）</td></tr>
<tr><td>３</td><td>高齢者等避難</td><td>安全に配慮して開園</td></tr>
<tr><td>４</td><td>避難指示</td><td rowspan="2">船橋市内のいずれかの浸水想定区域に発表された場合⇒休園</td></tr>
<tr><td>５</td><td>緊急安全確保</td></tr>
<tr><td colspan="2">市内 JR 全線の計画運休</td><td>休園</td></tr>
<tr><td>② 開園時間中</td><td>３</td><td>高齢者等避難</td><td>安全に配慮して開園</td></tr>
<tr><td rowspan="2">４
５</td><td rowspan="2">避難指示
緊急安全確保</td><td>船橋市内のいずれかの浸水想定区域に発表された場合</td></tr>
<tr><td>状況に応じて避難
保護者へ SECOM メールにて早めのお迎えを依頼、浸水状況の報告をする</td></tr>
<tr><td colspan="2">市内 JR 全線の計画運休</td><td>保護者へ SECOM メールにて早めのお迎えを依頼、浸水状況の報告をする</td></tr>
<tr><td>③ 保育の再開</td><td colspan="3">① の午前６時の状況で休園とした後、天候が回復し警戒レベルが解除され、開園できる状況となった場合は保育を再開します。保護者へ SECOM メールにてご連絡します。</td></tr>
<tr><td>避難施設</td><td colspan="3">① 前原小学校（前原西 2-28-1）200m 徒歩５分
② 東部公民館（前原西 2-21-21）140m　徒歩３分
③ 避難施設への移動がより危険な場合は、施設内での避難とする。園内の高い場所への垂直避難</td></tr>
</table>

■ <u>緊急時の連絡方法について</u>

災害時は

① NTT 災害用伝言ダイヤル

② 保育園入口の掲示

③ SECOM 一斉メール

いずれの可能な手段にて、園児の安否及び避難場所をお知らせします。

①　NTT 災害用伝言ダイヤル

「災害用伝言ダイヤル」とは、地震や噴火等の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始されるNTT が設置する「声の伝言板」です。

このシステムを使えば、保育園が「171」を利用し、園児及び保育園の状況を伝言で　録音し、その録音した伝言を保護者の方が電話で聞き、子どもの安否を確認することができます。

「災害用伝言ダイヤル」の提供時には、テレビ・ラジオを通じて、利用方法、伝言登録エリア等をお知らせするほか、電話がかかりにくくなっている場合に流れる「ふくそうメッセージ」の中で「災害用伝言ダイヤル」のご案内を行う等の方法でお知らせします。

詳しくはNTT 東日本 HP「災害用伝言ダイヤル」をご覧ください。

https://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/index.html

操作手順		伝言の再生
①	171 をダイヤル	❶　❼　❶
②	ガイダンスに従って再生「2」を選ぶ	❷
③	保育園の電話番号を入力する	047-470-3745

＜伝言例＞

「たちばな保育園です。ただいま　〇月△日　×時×分です。　園児 90 名全員無事です。現在前原小学校の体育館に避難しています。お迎えは、前原小学校の体育館にお願いいたします。」

②　保育園入口への掲示

園外へ避難をした場合は、行き先を保育園入口に掲示します。

近隣の避難場所　前原小学校・東部公民館・中野木小学校・前原中学校

②　一斉メール

「セコム・メール連絡網」にて、一斉送信します。

■　ふなばし情報メール

船橋市は、風水害や地震などの自然災害や、避難所開設等の情報をメールでお知らせする「ふなばし情報メール」を配信しています。LINE で受け取ることもできます。

災害予知情報が出た時は待機し、安全確認が出来た後に、登園するようにしてください。

12.　保育園の持ち物

1.　０歳・１歳・２歳児クラスの持ち物　　※エプロンの枚数は各クラス、月齢で異なります。

食事用エプロン	スタイ　必要に応じて	紙おむつ	おしりふき
下着　　2～3 枚	パンツ（パンツ使用児）	上着　　2～3 枚	ズボン　2～3 枚
靴下　　１足	遊び靴　　１足	帽子　　０歳	カラー帽子（園指定） １歳・２歳
れんらくちょう	０歳 おひるねマット	１歳・２歳 コット用カバー	バスタオル又は タオルケット（掛） 小さめの毛布（冬）　１枚

※お食事用おしぼりタオルは不要です。

2.　３歳児クラス以上の持ち物

	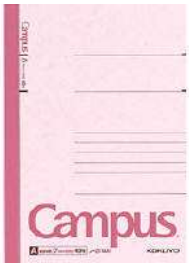		
通園バック	連絡ノート	遊び靴	カラー帽子（園指定）
コット用カバー　１枚 （３歳・４歳児クラス）	バスタオル又は タオルケット（掛）１枚	小さめの毛布（冬場）	上靴（５歳クラス）

※ 着替え（2～3 セット）　をご用意ください。

〔 **お 願 い** 〕・上記以外のものを他に各クラスごとでお願いする場合もあります。

- 持ち物（おむつ、靴下、下着など）すべてに名前を記入してください。
- 衣類は年齢に応じて、一人で着脱しやすいもの、活動しやすいものにしてください。
- 汚れた衣類等は、毎日持ち帰り、引き出し（ロッカー）の中を点検し、補充してください。
- 帽子．外靴．タオルケット．バスタオルは、毎週末に持ち帰り、洗濯してください。
- 通園バックは、リュックでも斜めがけでも構いません。子どもが自分で使用しやすいもの、大きさでお願いします。

<u>コットカバーの作り方</u>　（敷用）　　お昼寝には、専用のベット（コット）を使用します

①　キルティングの布で下記寸法仕上がり。　　市販品もあります

②　四隅にゴムを付けてください。　　ゴムは 1.5cm～2.5cm 位の幅

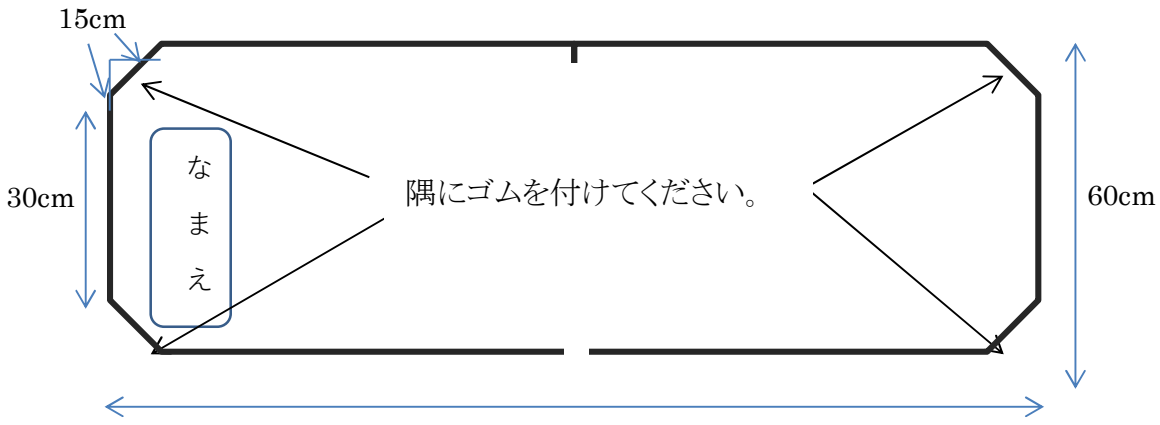

1 歳 105cm　2･3 歳　130cm　　3・4 歳　140cm

13.　保育園へのご意見・ご要望・苦情への対応について

保育サービスの向上をはかるため、ご意見・ご要望・苦情等のご相談の窓口を設置しています。
お気づきの点がございましたら、受付担当者・解決責任者へご連絡をお願いします。
受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。
　また、保育園へ直接言いづらい等ございましたら、第三者委員、千葉県運営適正化委員会へ相談することもできます。

解決責任者	園長　伊藤由起子	
受付担当者	市原拓也・勝田秀平・仲村幸恵・各担任	
電話番号	047-470-3745	
第三者委員	宍戸久子	☎　047-335-0651
	池本寿子	☎　090-7077-6326
	鈴木晴男	☎　090-2309-0300
運営適正化委員会	☎　043-246-0294　　FAX　043-246-0298	

14. 個人情報の取り扱いについて

当園では、法人個人情報管理規程や個人情報の取り扱いについて定められた法令等を遵守するとともに、下記の個人情報取扱指針に従って個人情報の重要性を認識しプライバシーに配慮した適切な取り扱いをいたします。

【社会福祉法人長春会　個人情報取扱指針】

1. 個人情報の取り扱い

運営上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。例えば以下のような方法で個人情報を取得することがあります。

（取得方法の例）

・入園にあたり提出いただく書類等にご記入・ご提出いただくことによる取得
・お問い合わせへ対応するために電話の内容を記録することによる取得　など

2. 個人情報の利用目的

取得した個人情報を、次の目的（以下、「利用目的」といいます。）に必要な範囲を超えて利用しません。

また、利用目的は、「入園のしおり」に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、掲示等により公表します。

① 日常の保育を実施するにあたって必要な範囲での利用、管理

（利用の例）

・ロッカー、お誕生日カード、連絡帳、シューズロッカー、おたより、連絡帳等への記名
・児童の健康管理に伴う園の嘱託医、歯科医への情報提供
・在園児保護者に配布する園からのおたより、クラスのおたより等、保育に関係する園内書類への掲載

② 当法人が取り扱う保育サービスの案内、それに付帯・関連する各種案内、提供および管理

③ 問い合わせ・依頼等への対応

④ その他、保護者の皆様との連絡・連携を適切かつ円滑に履行するため利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第 16 条第 3 項各号に掲げる場合を除き、保護者の同意を得るものとします。

3. 個人データの第三者への提供

以下の場合を除き、保護者の同意なく第三者に個人データを提供しません。

・法令に基づく場合
・当法人の運営遂行上必要な範囲内で、行政機関・業務委託先に提供する場合

個人情報保護法第 16 条第３項

一　法令に基づく場合

二　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

15. その他

1.独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」の加入について

「災害給付制度」は、保育園の管理下（登園中・降園中も入ります）での児童の災害（負傷、疾病、傷害又は死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費・障害見舞金又は死亡見舞い金の給付）を行う、互助共済制度です。（保護者様のご負担はありません。）
この制度は、独立行政法人スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度のため、次のような特色があります。

■災害共済給付制度の特色■
□保育園の責任の有無にかかわらず、給付の対象となります。
□保育園の責任において提供した食物による O - 157 等の食中毒、熱中症や突然死も給付の対象となります。

加入後、災害発生に伴い医療機関を受診し、災害給付を請求した場合、給付まで保護者の方に医療費を立て替えていただく事になりますので、ご了承ください。

※ 子ども医療費助成制度の利用と災害共済給付は併用できません。

2. 賠償責任保険：社会福祉施設総合損害補償の加入

	基本補償
対人賠償（1 名・1 事故）	2 億円・10 億円
対物賠償（1 事故）	1,000 万円

傷害事故補償

けがによる入院（1 日あたり）	1,500 円
けがによる通院（1 日あたり）	1,000 円

※スポーツ振興センターと重複して支払われます。
※地震・噴火またはこれらによる津波による傷害も対象となります。

※ 団体契約者　　社会福祉法人　全国社会福祉協議会
引受保険会社　損害保険ジャパン日本興亜㈱

3.保護者ロッカーについて

① 保護者の方にロッカーを用意しております（4 歳児まで）カギはかかりません。
② 貴重品、個人情報となるものは、ロッカーの中には入れないでください。

4.絵本の貸出

絵本の貸出を行っています。

★たちばな　えほんのお部屋★

あいている日　　保育園のあいている日
貸出・返却時間　　午前９：００から午後７：００

貸出　　１人２冊まで　１週間借りられます。

※図鑑・紙芝居・絵本裏表紙にバーコードシールのないものは借りられません。

≪絵本の借り方、返し方≫
おうちの方が、パソコンで操作してください。

【園の木々】

たちばなの木

きらきら館入口にあります

金柑の木

第２園庭入口にあります

毎年アゲハチョウが卵を産み付ける

子どもたち人気の木

河津さくら　きらきら館園庭

にこにこ館入口

寒い中、早く咲きます。

春が来るんだなあーってうれしくなる木

咲き終わった後は、

きれいなさくらんぼ　ができます

すすき

ぴよぴよ館裏

お月見に飾ります

グミ

きらきら館園庭

しいの木

きらきら館園庭

毎年楽しみにしていますが、

まだ　どんぐりは実りません

たいさんぼく

きらきら館園庭

ぐんぐん大きくなります。葉っぱも

大きく、砂場遊びのおままごとに

ブラックベリー

きらきら館　裏やよこ

毎年すずなりに実ります。

ほかにも

あじさい、くちなし、・・・

にこにこ館に、ハナミズキ・・・

第 3 園庭に、

イロハモミジ　南天　ﾂﾂｼﾞ・・・